

徳島県公安委員会規則第二号

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月七日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則

徳島県警察組織規則（昭和四十三年徳島県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

2 生活安全企画課に、許可事務指導室を置く。

第九条第十六号中「第十五号」を「前号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 許可事務指導室は、前項に掲げる事務のうち第四号から第八号までの事務をつかさどる。

第十条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十五条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 雑踏警備に関すること。

第二十八条第三項の表以外の部分中「人材育成推進室」の下に「、許可事務指導室」を加え、同項の表人材育成推進室の部の次に次のように加える。

許可事務指導室			
許可事務指導室長	指導官	専門官	室長補佐
上司の命を受けてその所掌に属する事務を掌理する。	上司の命を受けて高度な知識又は経験を必要とする事務を処理する。	上司の命を受けて高度な知識又は経験を必要とする事務を処理する。	上司の命を受けて担当する事務を処理する。
警視又は警察官以外の警察職員	警部	警察官以外の警察職員	警部又は警察官以外の警察職員

第二十八条第四項の表刑事企画課の部刑事企画管理官の項の次に次のように加える。

捜査支援分析管理官	犯罪捜査の支援分析に関すること。	
	警	視

第三十一条の表副署長の項の次に次のように加える。

広聴官	上司の命を受けて署における広聴事案及び市民から	警視又は警部
-----	-------------------------	--------

	らの相談事案に関する事務を処理する。	
--	--------------------	--

第三十一条の表広聴官の項を削り、同表課長代理の項中「又は警部補」を「、警部補又は警察官以外の警察職員」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。